

避難退域時検査場所候補地選定における考え方

1 実施ポイントの国の考え方（「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」）

原子力災害対策重点区域の境界周辺（境界から概ね数kmの範囲）から避難所までの場所とし、以下の要件を考慮して設置する。

- ① 住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ② 検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ③ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ④ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

2 候補地点の選定

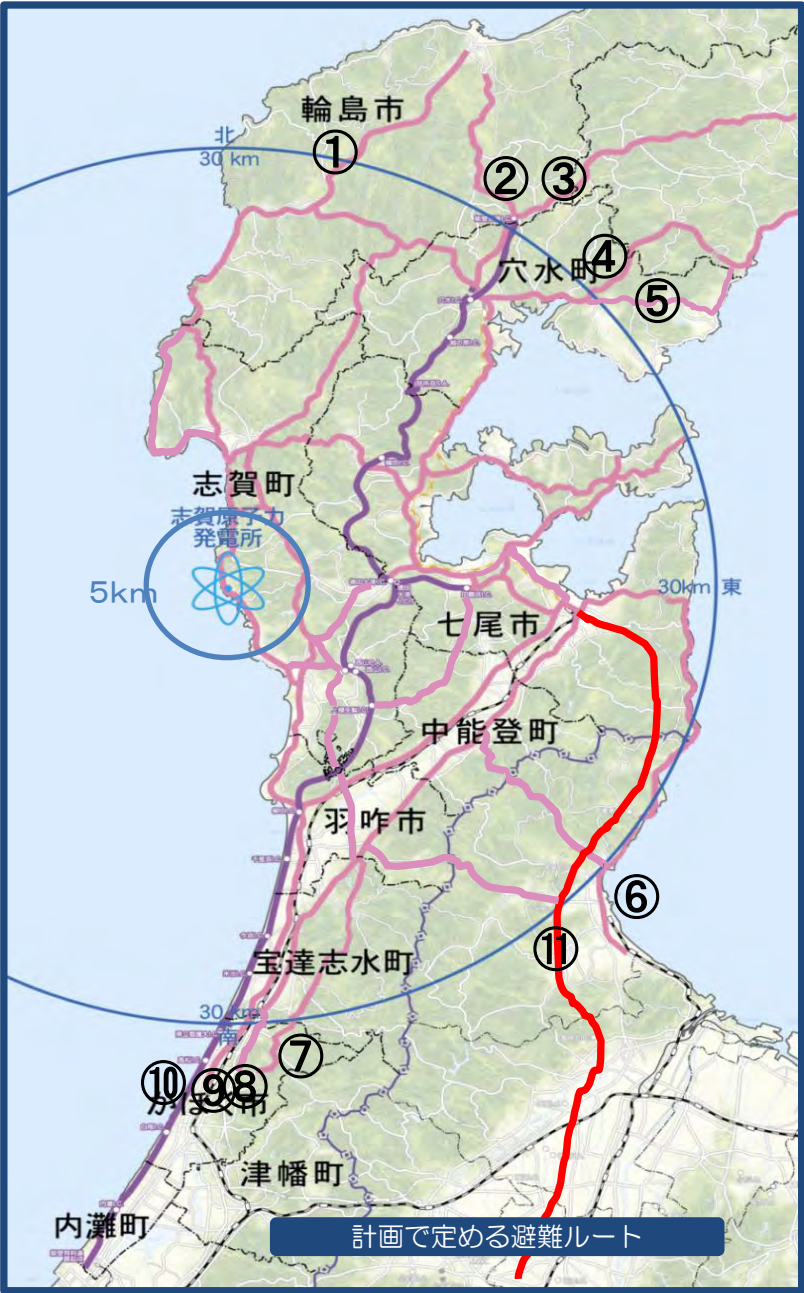
避難計画要綱で定める30km圏境界周辺の基本的な避難ルート（11路線）沿いに候補地点を選定する。

- ※ サービスエリアなど、一定規模の駐車スペースや敷地面積を有する公共施設を中心に選定する。
- ※ 住民検査は屋内で行うことを前提とするが、屋内施設が確保できないなど、候補地点の状況によりテント等
で実施する。
- ※ 富山県を経由する避難の場合は、富山県と協議を行い、候補地点を選定する。

計画で定める避難ルート

番号	路線名
①	国道249号
②	主要地方道七尾輪島線
③	一般県道柏木穴水線（珠洲道路）
④	国道249号
⑤	町道東部中央線

番号	路線名
⑥	国道160号
⑦	国道471号
⑧	主要地方道高松津幡線
⑨	国道159号
⑩	主要地方道金沢田鶴浜線（のと里山海道）
⑪	国道470号（能越自動車道）



屋内退避施設の整備について

概ね10km圏内の屋内退避施設整備図

